

## 第1号様式の2

### 公表事項一覧表（I意見募集手続（b））

#### ■「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正（案）」に関する意見の募集について

##### （案を作成した趣旨、目的及び背景）

神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、公害発生の蓋然性が高い事業所を指定事業所として、その設置等にあたっては事前許可の対象としています。この指定事業所の変更に伴い必要な手続きについて、条例施行規則に定める規定を整理するほか、立入検査の際に職員が携帯する身分証明書の様式について、「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令」（令和3年環境省令第2号）により規定された様式を用いることができるよう改めることとしました。

つきましては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正（案）」を作成しましたので、県民の皆様からのご意見を募集いたします。

##### ■ 1 意見募集期間

令和3年9月27日（月曜日）～令和3年10月26日（火曜日）

##### ■ 2 意見提出方法

(1) フォームメール ホームページ

([https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail.action?tempString=SF0515](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempString=SF0515))

※ フォームメールとは、上記ホームページの画面上でご意見を入力していただき、県にお送りいただくことができる仕組みです。

※ 「お問い合わせ内容」のはじめに「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正（案）」に対する意見である旨を必ず記載してください。記載がない場合は、提出意見として認められないことがありますのでご注意ください。

(2) 郵送 〒231-8588（住所の記載は不要です。）

神奈川県環境農政局環境部大気水質課調整グループ あて

※ 意見募集期間最終日までに必着とします。

※ 手話を撮影・録画したDVDにより意見を提出される場合は、上記宛先に郵送してください。

(3) ファクシミリ 045-210-8846

##### ■ 3 案の公表方法

ホームページ (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/pub/c0857272.html>)

県政情報センター、各地域県政情報コーナー及び大気水質課窓口での印刷物による縦覧

##### ■ 4 今後の予定

意見募集結果の公表時期 令和3年11月頃（予定）

規則等の公布（公表）時期 令和3年11月頃（予定）

##### ■ 5 根拠法令条項

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）

##### ■ 6 規則等の案、関係資料等

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正（案）

新旧対照表

##### ■ 7 その他

電話での意見提出はお受けできません。

いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。

いただいたご意見は、住所、氏名等の個人情報を除き、公開させていただく場合があります。

##### ■ 問合せ先

環境農政局環境部大気水質課調整グループ

電話 045-210-4107 ファクシミリ 045-210-8846